**粉じん作業に係る自主点検表（点検結果）**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業場の名称 | 所在地・電話番号 | 労働者数 |
|  | 電話: | 人  内 粉じん作業従事者  （　　　 人） |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 作業  内容 |  | 質問内容 | 回答番号 |
| 共通事項 | Q1 | あてはまるすべての粉じん作業を選んでください。（**複数ある場合は複数回答**） |  |
| Q2 | 粉じん作業の頻度でいちばん近いものはどれですか。 |  |
| Q3 | 局所排気装置又はプッシュプル型換気装置を設置している場合を除き、構造規格を具備し国家検定に合格した呼吸用保護具を使用させていますか。 |  |
| Q4 | 保護具着用管理責任者を選任し、呼吸用保護具の適正な選択、使用及び保守等の管理を行わせていますか。 |  |
| Q5 | 粉じん作業場を毎日及び１月に１回以上、たい積粉じん除去のための清掃を行っていますか。また、「たい積粉じん清掃責任者」を選任していますか。 |  |
| Q6 | 常時粉じん作業に従事する労働者に対して、就業時及び3年以内毎に1回（じん肺の所見がある者は1年以内毎に1回）定期にじん肺健康診断を実施していますか。 |  |
| Q7 | 所見者に粉じん作業の短縮、粉じん作業以外の作業に転換など事後措置を講じるほか、じん肺健康診断結果等を労働局長に提出していますか。 |  |
| Q8 | 毎年、12月31日現在におけるじん肺に関する健康管理の実施状況を、翌年2月末日までに、監督署長に報告していますか。 |  |
| Q9 | 粉じん作業を行う場所に粉じん障害防止措置の要旨を見やすい場所に掲示し、また、関係労働者以外の者の立入禁止する旨を見やすい箇所に表示していますか。 |  |
| Q10 | 粉じん作業を行う労働者に対し、じん肺に関する予防及び健康管理のために必要な教育を実施していますか。 |  |
| Q11 | 毎月特定の日を「粉じん対策の日」として設定していますか。 |  |
| アーク溶接あり | Q12 | 全体換気装置による換気の実施又はこれと同等以上の措置（局所排気装置、プッシュプル型換気装置等を設置）を講じていますか。 |  |
| Q13 | 呼吸用保護具について、フィットテストは実施していますか。 |  |

**Ｑ１で２か３を選択した方は裏面も回答ください。**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  |  | 質問内容 | 回答番号 |
| 岩石の裁断・金属の研磨あり | Q14 | 屋内で研ま材を用いて動力（手持式又は可搬式動力工具によるものを除く）により金属等の研まを行う作業（以下「特定粉じん作業」という。）を行う箇所に局所排気装置又はプッシュプル型換気装置及び除じん装置の設置、若しくは湿潤な状態に保つための設備を設置していますか。 |  |
| Q15 | 局所排気装置等、除じん装置等について、１年以内ごとに１回定期に法定事項の自主検査を行い、結果を記録して保存していますか。また、必要な補修を行っていますか |  |
| Q16 | 局所排気装置等を適切に稼動させるよう、設備ごとに検査・点検責任者を選任し、検査・点検等の管理をしていますか。 |  |
| Q17 | 常時特定粉じん作業が行われる屋内作業場については、６月以内ごとに１回定期に作業環境測定を行い、その結果を７年間保存していますか。また、測定の結果が、第３又は第２管理区分に評価された場合、環境を改善するための措置を講じていますか。 |  |
| Q18 | 特定粉じん作業に常時従事する労働者に対し、特別教育を実施していますか。 |  |

※　自主点検表は稚内署ＨＰにも編集可能なワードファイルを掲載していますので、そちらをダウンロードして使用することも可能です。

※　郵送で提出する場合は、

稚内労働基準監督署　安全衛生係

稚内市末広５丁目６番１号　稚内地方合同庁舎３階

に送付してください。

※　メールで提出する場合は、件名を「粉じん作業に係る自主点検表」とし、

受付専用メール　14jibou\_0114@mhlw.go.jp

　に送信してください。

報　告　先

稚内労働基準監督署　安全衛生係

稚内市末広５丁目６番１号　稚内地方合同庁舎３階

ＴＥＬ　0162-73-0777